

## 水第 1 号議案「損害賠償請求事件に係る控訴の提起」について

平成 12 年 3 月から平成 14 年 3 月までの水道メーター入札で談合が行われたものと判断し、平成 16 年 11 月、大手入札参加 4 事業者に対する損害賠償請求訴訟を横浜地方裁判所に提起していましたが、このたび、本件について判決が出ました。

当該判決は事実認定において、本市の主張を認めていないため、控訴を提起するものです。

### 1 判決日

平成 22 年 9 月 15 日（水）

### 2 判決要旨

- 主文 1 原告（横浜市）の請求をいずれも棄却する。  
2 訴訟費用は、原告の負担とする。

本件では、原告の主張する事情の中には、本件入札において受注調整が行われていたことを一応推認させるものもあるが、他方においてこの推認を妨げる事情も認めることができるのであり、原告主張の事情から受注調整の基本合意の存在を認めることはできず、ほかに本件入札において受注調整の基本合意が存在したことを認めるに足る証拠がない。したがって、原告の損害賠償請求は、その前提を欠くものであり、これを認めることはできない。

### 3 控訴の概要

- (1) 被控訴人：① 愛知時計電機(株) ② (株)金門製作所 ③ 東洋計器(株)  
(2) 訴訟物の価額：2 億 2,796 万 2,000 円  
(3) 控訴の要旨

第 1 審判決を取り消すこと、被控訴人らが連帯して金 2 億 2,796 万 2,000 円及びこれに対する遅延損害金を支払うこと並びに訴訟費用は第 1 審及び第 2 審とも被控訴人らの負担とすることを内容とする判決を求めます。

- (4) 控訴を提起する理由

第 1 審判決は、被控訴人らによる談合の事実を認めず、その損害賠償責任を認めませんでした。しかし、その事実の認定には誤りがあり、被控訴人らには損害賠償責任があると考えられるので、控訴を提起するものです。

#### 4 訴訟提起に至る経緯

- (1) 平成 15 年 7 月、公正取引委員会が、東京都の水道メーター入札参加事業者に対し、談合を理由に刑事告発及び排除勧告を行いました（刑事告発等の対象事業者 19 社に、本市の入札参加事業者 15 社が含まれていた。）。
- (2) 平成 16 年 4 月、学識経験者及び弁護士により構成される横浜市水道局水道メーター入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）から、「横浜市の水道メーター入札でも談合が行われていた。」との調査結果が出されました。
- (3) この調査結果を受け、検討した結果、損害賠償請求訴訟を提起することとしました。

#### 5 第 1 審の概要

##### (1) 訴訟の提起

平成 16 年 9 月開催の第 3 回市会定例会での議決を経て、同年 11 月 19 日に横浜地方裁判所に訴えを提起しました。

##### (2) 訴訟の概要

ア 談合行為に関する本市の主な主張

- ① 平成 12 年 3 月以降の落札価格の上昇及び落札率の高水準での推移など、談合を認定された東京都と状況が酷似していること。
- ② 予定価格を引き上げるため、すべての入札者が高い価格で応札して入札を不調とする行動など、不自然な入札行動が多く見受けられること。

イ 損害賠償請求金額：2 億 2,796 万 2,000 円

ウ 訴えの相手方：① 愛知時計電機(株) ② (株)金門製作所 ③ 東洋計器(株)  
④ リコーエレメックス(株)

エ 請求根拠：民法第 709 条（不法行為責任）、同第 719 条（共同不法行為責任）

##### (3) 口頭弁論等

被告らが応訴し、平成 17 年 1 月から平成 19 年 2 月にかけて 10 回の口頭弁論が進められ、平成 19 年 4 月から民事訴訟法に基づく訴訟上の和解の試みが裁判所から行われました。

##### (4) 一部被告との和解

裁判所から、当局及び一部の被告であるリコーエレメックス(株)に対し、和解の勧告があったことから、平成 20 年 2 月開催の第 1 回市会定例会での議決を経て、同年 3 月 7 日に和解が成立し、本件の解決金として、被告に 1,331 万 5,437 円の支払義務があることが認められました。

##### (5) 和解後の状況

平成 20 年 3 月から平成 22 年 4 月にかけて、和解が成立したリコーエレメックス(株)を除く 3 社との間で口頭弁論が進められました。

ア 原告証人尋問（平成 20 年 10 月 8 日）

本市の主張立証のため、本市申請による証人尋問を行い、調査委員会委員長の<sup>ひとみ たけし</sup>人見 剛 教授は当時の総合的な入札状況等から、また、入札談合問題に詳しい<sup>さかぐち とく お</sup>阪口 徳 雄 弁護士は落札率の水準等から、それぞれ談合行為が行われたと推認できることを陳述しました。

イ 被告証人尋問（全3回：平成21年5月、7月、9月）

原告の提示する証拠は談合行為の存在を示す証拠たりえず、原告の言う不自然な入札行動等にもすべて合理的理由があるとの主張を行いました。

(6) 結審

平成22年4月21日（第17回口頭弁論）に結審しました。

## 6 神奈川県内3事業体の訴訟概要

事業体名	横浜市	神奈川県	川崎市
提訴日	平成16年11月19日	平成17年4月27日	平成18年2月8日
契約総額	約7億7,600万円	約5億6,300万円	約3億8,100万円
損害額	約2億2,800万円	約1億2,600万円	約8,200万円
被告	当初4社 ①愛知時計電機(株) ②東洋計器(株) ③(株)金門製作所 ④リコーエレメックス(株) (→H20.3.7 和解成立)	当初10社 ①愛知時計電機(株) ②東洋計器(株) ③(株)金門製作所 ④大阪機工(株) ⑤柏原計器工業(株) ⑥(株)阪神計器製作所 ⑦日本計器工業(株) (→破産のため取下げ) ⑧東京水力機器(株) (→破産のため取下げ) ⑨リコーエレメックス(株) (→H19.8.21 和解成立) ⑩松栄商事株(株) (→H19.8.21 和解成立)	当初8社 ①愛知時計電機(株) ②東洋計器(株) ③(株)金門製作所 ④高畑精工(株) ⑤(株)ニッコク ⑥日東メーター(株) ⑦東京水力機器(株) (→破産のため取下げ) ⑧リコーエレメックス(株) (→H20.7.10 和解成立)
備考	H22.4.21 結審 H22.9.15 敗訴(横浜地裁)	H21.7.16 敗訴(横浜地裁) H21.7.29 控訴(東京高裁) H22.5.28 敗訴(東京高裁) H22.6.10 敗訴確定 【上告断念】	H22.9.9 結審 H23.1.20 判決予定 (横浜地裁)
請求の考え方	談合行為が行われる直前の落札単価と、談合行為が行われた期間中の落札単価を比較し、その差額の合計額を損害額とした。		